

新教育委員会制度の概要

問合せ先:子ども課管理係 ☎552-1511

昨年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(地方教育行政法)が改正され、新たな制度下での教育委員会として教育行政を行っています。また、1月1日には新たな制度下における教育長が任命されたことから、新しい教育委員会制度の概要についてお知らせします。

新制度における主な改正点

▶ 教育委員長と教育長を一本化した「(新)教育長」の設置

教育行政の責任体制を明確化するため、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者として教育長が置かれることになりました。教育長と教育委員は、市長が議会の同意を得て任命します。



旧制度では、市長が議会の同意を得て教育委員(5人)を任命し、教育長は教育委員会が委員の中から選任、教育委員長は教育長を除く委員による選挙で選出されていました。

新制度では、市長が議会の同意を得て教育長と教育委員(4人)をそれぞれ任命します。教育委員長は廃止され、教育長の指名により委員の一人が教育長職務代理者となります。

教育委員会の構成

(平成28年2月1日現在)

職名	氏名	任期	任期	任期
教育長	田原 秀夫	3年	平成30年12月31日まで	1期目
委員(教育長職務代理者)	佐藤 英尊	4年	平成30年5月19日まで	3期目
委員	藤浪 美香	4年	平成28年5月19日まで	2期目
委員	永野 雅美	4年	平成29年5月19日まで	1期目
委員	楠田 昌樹	4年	平成31年5月19日まで	1期目

※教育長職務代理者は、地方教育行政法の規定に基づき、教育長が平成28年1月1日付で指名しました。

▶ 市長と教育委員会が協議・調整する場として「総合教育会議」を設置

市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、教育の課題やあるべき姿を共有しながら教育行政を推進するため、総合教育会議を設けることとされました。主に、教育大綱の策定、教育を行うための条件整備や児童・生徒の生命・身体保護が必要な場合の対応などを協議する場で、今年度はこれまで4回開催しました。

※総合教育会議は傍聴することができます。また、会議の内容については、市ホームページ「会議の公開」に掲載しています。

▶ 教育に関する「大綱」を市長が策定

教育、学術および文化の振興に関する目標や施策の根本となる方針を定める「糸魚川市教育大綱」を総合教育会議で協議・調整しており、今年3月末までに策定し公表する予定です。

▶ 教育委員によるチェック機能の強化と会議の透明化

教育委員定数の1/3以上(本市の場合では2人以上)からの会議の招集の請求、教育長が委任された事務の管理・執行状況の報告義務、会議の議事録の作成・公表などが規定されました。

新制度における教育委員会として

- ▶ 「糸魚川市教育大綱」に基づき、市長部局と教育委員会が、教育の課題や目指す方向を共有し、一体となって教育行政を推進します。
- ▶ 教育委員会として、自主性、即時性をもち、政治的中立性を確保した教育行政の運営に努めます。
- ▶ 教育委員の服務について

昨年8月、安保法案反対集会のチラシに、呼びかけ人の一人として教育委員の氏名が掲載されました。教育委員会では、本人から事情を聞いた結果、呼びかけ人としての掲載は本人の意思によるものではなく、翌日、発行元に申し入れ呼びかけ人から削除されたとの説明と、誤解を招く行為についての謝罪がありました。教育委員会として、服務規律を守るよう厳重注意をするとともに、政治的中立性を確保した教育委員会の運営に努めてまいります。